

大牟田市請負工事検査事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大牟田市請負工事検査要綱（以下「要綱」という。）に基づく検査の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(完成検査)

第2条 工事担当課長は、完成検査を受ける場合は、検査依頼書及び関係書類を企画総務部契約検査室長（以下「室長」という。）に提出するとともに、工事を監督する職員及び工事担当主査（以下「監督員等」という。）は、工事成績評定を行うものとする。

(出来形検査)

第3条 工事担当課長は、出来形検査を受ける場合は、検査依頼書、出来高設計書及び関係書類を室長に提出するとともに、工事成績評定対象工事の場合は監督員等は評定を行うものとする。

(中間検査)

第4条 中間検査は、必要に応じ随時に実施するものとし、工事担当課長は、中間検査を受ける場合は、検査依頼書及び関係書類を室長に提出するものとする。

2 室検査員は、工事施工の過程で中間検査の必要性を認めた場合は、あらかじめ、工事担当課長に中間検査通知書（様式第1号）をもって連絡しなければならない。ただし、急施を要する場合及び事前に通知することが適当でない場合は、この限りでない。

3 工事担当課長は、工事施工の過程で中間検査の必要性を認めた場合は、中間検査の実施を求めることができる。

(手直し等の指導)

第5条 工事担当課長又は監督員は、工事施工について手直し等の指示を室検査員等より受けた場合は、速やかに請負者に対し指導を行い、処置をさせるものとする。

2 請負者から手直し等の処置報告がなされた場合は、工事担当課長は、速やかに工事手直し報告及び再検査依頼書（様式第2号）を室長に提出する。

付 則

この要領は、昭和63年10月1日から適用する。

一部改正 平成15年4月1日

付 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

様式第 1 号

	監 督 員	主 査		課 長

中間検査通知書

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇 課長 様

企画総務部契約検査室長

.....印

下記の工事について、大牟田市請負工事検査事務処理要領第 4 条第 2 項の規定により、
中間検査をしますので通知します。

1. 契 約 番 号	
2. 工 事 名	
3. 請 負 者	
4. 工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
5. 請負代金額	円
6. 監督員氏名	

検査員氏名	
検 査 内 容	

※ 中間検査通知後、日時調整のうえ契約システムに登録して、検査依頼書と関係書類を
契約検査室へ提出してください。

様式第 2 号

再検査依頼書(工事)

	監 督 員	主 査		課 長	契 約 検 査 室	検 査 員 室 長

令和 年 月 日

企画総務部契約検査室長 様

課長

印

下記工事について、手直しが完了しましたので再検査をお願いします。

契 約 番 号	
検 査 回 次	
検 査 種 別	
完 成 届 年 月 日	
検 査 希 望 年 月 日	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 者	
工 期	
請 負 代 金 額	
監 督 員	
管 理 番 号	
備 考	